

(答申第3号)

答 申

第1 審査会の結論

恵那市長が行った本件公文書部分公開決定のうち、排水施設計画平面図それに伴う流域図及び流量計算書に記載されている排水流量計算に係る数値については、開示されるべきである。

排水施設計画平面図それに伴う流域図及び流量計算書に記載されている公務員でない事業者関係者の氏名及び印影について、非開示としたのは妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

(1) 審査請求人は、恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和6年2月27日付けで実施機関に対し、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 文書の名称又は内容

恵那市大井町字安原地内 V・drug 恵那北店造成工事開発協議の申請書類に関する下記の書類

ア 開発協議申請書（様式第4号、第5号、第6号に関する書類）

イ 開発協議申請書に対する意見等通知書についての回答書（事前届出書に関するものも含む）

ウ 地元説明会議事録

エ 添付書類のうち次のもの

(ア) 開発区域の位置図

(イ) 開発区域区域図

(ウ) 排水施設計画平面図、それに伴う流域図及び流量計算書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の内容は条例第7条第2号及び第3号に該当するとして、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年3月11日付け建都第2657号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年6月8日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第2条の規定に基づき、実施機関

である処分庁に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

審査庁は、条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、本件審査請求について令和 6 年 7 月 3 日付け総第 1197 号で、恵那市情報公開・個人情報審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

#### 5 弁明書

処分庁は、審査法第 29 条第 2 項の求めに対して、令和 6 年 7 月 19 日付け建字第 700 号により、弁明書を提出した。

#### 6 反論書

審査請求人は審査法第 30 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 8 月 21 日付けで処分庁に対し、反論書の提出を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件公文書部分公開決定処分のうち、排水施設計画平面図、それに伴う流域図及び流量計算書に関する部分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 条例第 7 条第 2 号について

排水施設計画平面図それに伴う流域図及び流量計算書の情報は、客観的な事実や一定の数式等で導き出される結果であるため、条例第 7 条 2 号本文に該当しない。なお、事業者関係者の氏名及び印影の箇所が、条例第 7 条第 2 号に該当する点については争わない。

##### (2) 条例第 7 条第 3 号について

ア 取消しの裁決を求める文書は、排水施設計画平面図それに伴う流域図及び流量計算書に記載された数値情報（以下「本件排水流量計算情報」という。）であるところ、これは客観的な事実や一定の数式等で導き出される情報であり、「開発許可事務の手引き」に明示してある算定方式や基準、係数を当てはめて検討して書類を作成することとなっている。

また、本件排水流量計算情報は、「開発許可事務の手引き」に明示してある算定方式や基準、係数を当てはめて検討すれば作成できるものであるため、「設計コンサルタントが積み上げてきた知見と技能を駆使し」なければ作成できないものではない上に、近隣で同規模の他の事業者が開発事業を行う場合、施設の規模及び土地

の形状その他条件は完全に同一ではないため、非開示とされた情報をそのまま利用することはできないことから、「設計に係る費用が大幅に減る」ということもない。

さらに、処分庁は、「申請者が営業のために使用する施設の情報に当たる」と指摘するが、当該情報は、店舗運営のノウハウが詰まった具体的な店舗内の図面等の文書ではなく、単に排水等に関する情報が記載されている文書であるため、条例第7条第3号には該当しない。

イ 仮に、条例第7条第3号本文に該当するとしても、全国各地で水害が発生し、国民の生命及び財産が失われている事実を考慮すると、本件排水流量計算情報は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。「恵那市情報公開条例運用手引」では、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録された公文書は公開すべきとされている。

さらに、情報公開により、書類の内容に関する第三者のチェック機能が働き、そこで誤りが発見された場合、是正することができる。

### (3) 条例第7条第7号について

恵那市土地開発に関する条例（平成16年恵那市条例第24号。以下「開発条例」という。）の規制対象となるのは、事業規模が1,000㎡以上の開発事業であり、開発事業を行う前に協議するように求めている。また、市長による事業者に対する指導及び勧告又は勧告の指示に従わない場合の勧告内容の公表もできるとされている点を考慮すると、開発事業に関する協議を行う場合、開発事業者は開発協議申請書とともに開発事業に関する設計説明書及び設計図を提出する必要があると判断すべきである。

さらに、どのような設計図等を提出すべきなのかは、恵那市土地開発に関する条例実施要綱（平成20年恵那市告示第87号の2）第10条に規定されているが、公にしないなどの条件は付されていないことから、条例第7条第7号には該当しない。

### (4) その他の主張について

ア 他市区町村では、同一内容の請求に対して、非開示部分はなく、公開されている。地方自治体はそれぞれが独立して行政運営を行っているが、人の生命等は何よりも優先される事項であるため、人の生命や健康、財産権に対する各自治体の考え方や運営は大きく異なるものではない。

イ 部分開示の場合においても、その理由を開示請求者に通知することで、審査請求

を行うときの便宜を与える必要はある。弁明書において、非開示理由を補足説明しているが、弁明書による追加の理由説明では、理由付記の不備の瑕疵は治癒しない。

#### 第4 処分庁の主張

##### 1 本件処分の理由

###### (1) 条例第7条第2号について

公開対象文書の中に記載のある、公務員でない事業者関係者の氏名及び印影の箇所について、条例第7条第2号に該当するとして非開示とすることは、最高裁判例など多数の判例で認容されている。

###### (2) 条例第7条第3号について

ア 本件排水流量計算情報は、開発事業者が設計者に当たる設計コンサルタントに対価を払い、開発条例に定める基準に合致した設計となるよう、実地調査結果を基に計算で求め、技術基準に準じた排水量を検討及び計画したものである。

仮に、取消し文書が公開された場合、近隣で同規模の他の事業者が開発事業を行う場合、開示情報を基に排水流量計算に係る数値を確認すれば、調査せずに済むため、費用が大幅に減るほか、医薬品販売業である開発事業者が営業のため使用する施設の情報に当たることから、開発事業者である法人の正当な利益を害する。

この計算は機械的に計算すればいいというものではなく、調整池等の排水施設の設計、各種係数の適用の有無及び事業区域外の排水状況その他外的要因を考慮する必要がある点を鑑みると、設計コンサルタントの知見と技能を駆使しているものであり、数値が公にされる事で、設計コンサルタントである法人の正当な利益を害する。

イ 仮に、開発事業における「排水に係る文書」が水害防止の観点から「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と主張したとしても、開発条例における「排水施設計画平面図、それに伴う流域図及び流量計算書」は、運用形態から判断しても条例第7条第3号ただし書に該当しない。

###### (3) 条例第7条第7号について

開発条例は強制力の伴う「行政庁の処分」ではなく、事業者が提出した開発事業計画が条例の規定に違反しておらず、かつ、協定の内容を遵守するならば「事業に同意」という行政指導の条例である。よって、事業者が「市長の同意」を不要と判断して開発事業を実施したとしても事業自体は可能であり、事業者が市長の同意を得たいとの判断で提出された任意で提出された書類である。

事業者が「市長の同意」を不要と判断し、開発事業を実施した場合であっても事業自体は可能であることから、事業者が市長の同意を得たいとの判断で任意に提出された書類である。

これらを考慮すると、条例第7条第7号における「実施機関の要請を受けて、公にしないことの条件で任意に提供されたもの」に該当する。

(4) その他の主張について

ア 他市の土地開発に関する条例及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に関する開発許可の運用や他市法令の立法趣旨によっては、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報になり得る可能性があるものの、その運用等については、本件処分庁において精通しうるものではなく、開示決定の判断は当該法令を運用する処分庁で異なることから、本件処分庁の取消し裁決の判断材料に当たらない。

イ 弁明書において、審査請求書において取消しの裁決を求めている文書の非開示理由については補足説明している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 条例第7条第2号について

公開対象文書に記載のある、公務員でない事業者関係者の氏名及び印影の箇所が条例第7条第2号に該当することは、当事者間に争いはない。

2 条例第7条第3号について

(1) 本号は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものであり、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、公にすることにより、法人等の営業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。

そして、公にすることにより、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められるかどうかは、当該情報の内容・性質をはじめとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断されるべきものである。

(2) 条例第7条第3号該当性

ア 開発条例は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される開発事業の実施を未然

に防止するため、開発事業を行う者に対し設置される施設の計画等に適正な配慮がなされるようあらかじめ協議して協力を求めることにより、地域の秩序ある発展に寄与することを目的としている（開発条例第1条）。本件排水流量計算情報は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される開発事業の実施を未然に防止するという開発条例の目的に関連する情報である。

また、本件排水流量計算情報は、都市計画法第29条における開発許可に該当しない規模の開発事業を中心として（開発条例第3条）、岐阜県が示す「開発許可事務の手引き」の技術基準に即して設計されるものであり、基本的には、この手引きに明示されている算定方式や基準、係数をあてはめて作成されるものである。

イ 確かに、本件排水流量計算情報は、開発事業者が設計コンサルタントに対価を払い、設計コンサルタントが実地調査をした結果を基に計算したものではあるが、同一場所を開発するのでなければ、本件調査結果をそのまま流用することはできない。また、近隣の開発において、本件排水流量計算情報を参考にしたところで、設計に係る費用が大幅に減るとも考えがたい。

また、いわゆるノウハウとは、非公知の技術的知識や経験、秘訣などを指すものと定義できる。この点、本件排水流量計算情報は、上記のとおり、「開発許可事務の手引き」の技術基準に即して、この手引きに明示されている算定方式や基準、係数をあてはめて作成されたものである。そうすると、本件排水流量計算情報に、設計コンサルタント独自のノウハウが含まれているものではないし、本開発現場が特殊な地形であるなどの事情により本件開発現場特有のノウハウが含まれているとの事情も認められない。また、対象公文書に記載されている売場有効面積や倉庫床面積といった情報に、開発事業者の営業・販売活動上のノウハウや保護に値する秘密が含まれているとも認められない。

加えて、市内の都市計画法第29条に基づく開発許可にかかる図書について情報公開請求された場合は、排水流量計算情報を含めて開示されているようである。

ウ 処分庁は、同種事案の公文書部分公開請求に当たり、設計コンサルタント及び開発事業者に意見聴取しているが、上記認定を覆すような具体的意見は見受けられなかった。また、本審査に当たり、意見聴取が不十分と考えられた開発事業者に対し、再度、処分庁を通じて意見照会を実施したものの、意見の提出はなかった。

エ 以上を総合すると、本件排水流量計算情報を公にすることにより、開発事業者又は設計コンサルタントの競争上等の地位が具体的に侵害されるとは認められない。

よって、本件排水流量計算情報は、条例第7条第3号本文には該当しない。

### 3 条例第7条第7号について

- (1) 条例第7条第7号本文（任意提供情報）は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供したものであって、法人等又は個人における通例として公にされていないものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。」と規定している。
- (2) この点、本件排水流量計算情報について、実施機関と開発事業者の間で文書等によって明示的に公にしないとの条件が付されていたとの疎明はないし、開発条例に基づき行政指導により提供を求めたものであることが、公にしないとの条件が付されていたとの認定に直結するものでもない。むしろ、開発条例は「この条例に係る図書の閲覧の請求があったときは、開発事業者、土地所有者、第三者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる範囲内でこれを閲覧させることができる」としており（開発条例第9条第1項）、原則的には、排水流量計算情報を含む図書は、閲覧に供されることが予定されていると考えられる。
- (3) したがって、本件排水流量計算情報は、公にしないとの条件で任意に提供されたものとは認められないうえ、通例として公にされていないものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとも認められない。よって、本件排水流量計算情報は、条例第7条第7号本文の任意提供情報に該当しない。

### 4 まとめ

以上より、本件排水流量計算情報は、非開示情報に該当しないため、開示されるべきである。一方、排水施設計画平面図それに伴う流域図及び流量計算書に記載されている公務員でない事業者関係者の氏名及び印影について非開示としたのは妥当である。よって、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 5 付言

理由付記の点について、審査会として、以下のとおり付言する。

理由付記の趣旨は、行政庁の判断を慎重にさせ恣意的な判断を抑制するとともに、開示請求者に理由を知らせることで審査請求を行うに当たり便宜を与える点にある。当該理由付記の趣旨に加え、行政に対する信頼性確保の観点からは、どの部分がどの条項に該当するかを把握できる程度に理由付記すべきである。本件のように、対象公文書が多岐にわたる場合、条例第7条2号及び3号に該当と記載するのみでは、対象公文書のどの部分がどの条項に該当するのか分からないし、本審査請求において審査請求人と実施機関との認識に齟齬が生じている部分も認められた。今後、実施機関は、条例の適切な

運用に努めるべきである。

## 第6 審査会の処理経過

| 年 月 日     | 審査の経過                           |
|-----------|---------------------------------|
| 令和6年7月3日  | 諮問                              |
| 令和6年7月24日 | 実施機関からの意見聴取及び審議                 |
| 令和6年8月19日 | 審議                              |
| 令和6年8月27日 | 審査請求対象である書類を提出した事業者に対して意見照会書を送付 |
| 令和6年10月8日 | 審議                              |
| 令和7年1月16日 | 審議                              |

(参考)

恵那市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 役職名 | 氏名    | 職業等    |
|-----|-------|--------|
| 委員  | 荒田 善美 | 保護司    |
| 委員  | 各務 素弘 | 人権擁護委員 |
| 会長  | 田中 敦  | 弁護士    |
| 委員  | 松岡 和美 | 人権擁護委員 |
| 委員  | 松原 淑明 | 行政相談委員 |

(五十音順)